○国土交通省告示第十八号

印西都市計画事業新住宅市街地開発事業千葉北部地区新住宅市街地開発事業に係る次の工区について工事が完了したので、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）附則第四十条の規定により読み替えて適用される新住宅市街地開発法（昭和三十八年法律第百三十四号）第二十七条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年一月十一日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

工区番号
００８―１１―１、０１２―０８―１、０１２―０８―２、０１５―０４―７、０１５―０４―９、１９０―１２―５、２００―１１―２、２１０―１１３、２１０―１７２―３、２１０―１７２―５、２１０―１７２―７、２１０―１７４―２０、２１０―１７４―２１、２１０―１７４―２２、２１０―１７４―２３、２１０―１７４―２４、２１０―１７４―２５、２１０―１７４―２６、２１０―１７４―２７、２１０―１７４―２８、２１０―１７４―２９、２１０―１７４―３０、２１０―１７４―３１、２４０―２８―９

○国土交通省告示第十九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十三年一月十一日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

第１　起業者の名称　国土交通大臣

第２　事業の種類　一般国道251号改築工事（「島原中央道路」新設工事・長崎県島原市親和町地内から同市下折橋町地内まで）及びこれに伴う市道付替工事

第３　起業地

１　収用の部分　長崎県島原市親和町、新湊二丁目、南下川尻町、緑町、字眉山、萩が丘一丁目、青葉町、小山町及び下折橋町地内

２　使用の部分　長崎県島原市親和町、新湊二丁目、南下川尻町、緑町、字眉山、萩が丘一丁目、青葉町、小山町及び下折橋町地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、長崎県島原市秩父が浦町地内から同市下折橋町地内までの延長4.5㎞の区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道251号改築工事（「島原中央道路」新設工事）及びこれに伴う市道付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道251号改築工事（「島原中央道路」新設工事）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第２号に規定する一般国道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される市道の従来の機能を維持するための付替工事は、同条第４号に規定する市町村道に関する事業であり、いずれも法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、また、本件区間は、同法第13条第１項の指定区間外の区間であるが、国土交通大臣は、同法第27条の規定により道路管理者の権限を代行していることなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

一般国道251号（以下「本路線」という。）は、長崎県長崎市を起点とし、諫早市の橘湾沿いを経過した後、雲仙市、南島原市及び島原市を経由しながら島原半島を反時計廻りに周回して、諫早市の有明海沿岸部に至る延長約148.5㎞の主要幹線道路である。

本路線の沿線のうち、島原市、雲仙市及び南島原市（以下「本地域」という。）は温暖な気候を活かした農業が盛んな地域であり、なかでも南島原市で生産される、島原手延べそうめん、アスパラガス等が名産となっており、陸上輸送を中心に全国各地へ出荷されている。また、本地域は、国立公園や史跡等の観光資源も有しており、毎年多くの観光客が訪れるなど観光も盛んな地域となっている。

しかしながら、本地域にはこれら物流等を担う主要幹線道路が本路線しかないことから、物流等の通過交通と地域内交通とがふくそうしている状況にあり、特に本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、慢性的な交通混雑が発生し、交通事故も多発するなど、安全かつ円滑な交通が阻害され主要幹線道路としての機能が著しく低下している。

平成17年度の道路交通センサスによると現道の自動車交通量は、島原市下川尻町地内で23,833台／日、同市弁天町地内で20,282台／日、混雑度はそれぞれ1.59、1.82となっている。

本件事業の完成により、島原市市街地をバイパスする自動車専用道路が整備されることから、所要時間の短縮や定時性の確保が図られることが認められる。また、既に供用を開始している島原道路の一部をなす島原深江道路及び県道愛野島原線と接続することにより、物流の効率化や地場産業の活性化に寄与することが認められる。さらに、現道の通過交通を本件区間が分担することから、地域内交通と通過交通とが分散されることとなり、交通混雑の緩和が図られ、安全かつ円滑な交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、都市計画手続において、都市計画決定権者である長崎県知事が、平成12年10月に環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に準じて環境影響評価を実施しており、その結果によると、いずれの評価項目においても環境基準等を満足すると評価されている。また、計画交通量の見直しや上記環境影響評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、起業者が、平成21年３月に環境影響評価法等に準じて、任意で環境影響評価の照査を実施したところ、いずれの項目においても環境基準等を満足するものと確認されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

⑵　失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ及びハヤブサの飛翔が確認されているが、営巣及び繁殖は確認されていないことなどから、生息環境に与える影響は軽微であると認められる。

植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧種Ⅱ類として掲載されているシマバライチゴ、準絶滅危惧種として掲載されているカワヂシャ等の生育が確認されているが、改変区域外にも広く分布していることなどから影響は軽微であると認められる。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しておらず、保護のために特別な措置を講ずべき文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。